

電気の共同購入に関する協定

豊明市、日進市、みよし市、東郷町、尾三消防組合、愛知中部水道企業団（以下「連携団体」という。）は、次のとおり協定を締結する。

第1条 本協定は、連携団体が、尾三地区自治体間連携協力に関する基本協定の趣旨に基づき、共同実施する事項を確認することを目的とする。

第2条 連携団体は、次に掲げる事項について具体的な事業方法を検討し、共同実施するものとする。

電気の共同購入に関すること。

第3条 本協定に定めのない事項について必要がある場合は、連携団体が協議して定めるものとする。なお、連携団体の本分野における従前の協定については、今回の協定に変更するものとする。

協定締結を証するため、本協定書6通を作成し、連携団体が署名捺印して、各1通を保有するものとする

令和2年1月27日

豊明市長

小 浮 正 典



日進市長

近 藤 祐 貴



みよし市長

小 野 田 賢 治



東郷町長

外 俣 憲 治



尾三消防組合管理者

近 藤 祐 貴



愛知中部水道企業団企業長

小 野 田 賢 治

